

要求水準書(案) 新旧対照表(令和 7 年6月 13 日修正)

No.	頁	第1編	1	1-1	(1)	①	(ア)	1)	項目等	旧	新
1	7	2		1-4					統括管理業務責任者の配置	事業者は、事業全体を総合的に把握し調整を行う統括管理業務責任者を定め、事業期間開始後すみやかに組合の確認を受けること。統括管理業務責任者を変更した場合も同様とする。 なお、統括管理業務責任者は、<u>必要な知識及び技能、並びに十分な実務経験を有する者とする。</u> 統括管理業務責任者は、本事業の目的・内容を十分踏まえたうえで、次の役割を担うこと。 ・総括管理業務責任者を中心に、各業務を円滑に進めるべく、本事業全体を統括し、マネジメントすること。 ・必要に応じて、組合が主催する会議や委員会に出席すること。 ・組合からの求めに対し、適切に対応すること。	事業者は、事業全体を総合的に把握・調整し、事業が円滑に進むようマネジメントを行う統括管理業務責任者を定め、事業期間開始後すみやかに組合の確認を受けること。統括管理業務責任者を変更した場合も同様とする。 なお、統括管理業務責任者は、<u>事業期間を通して、可能な限り同一の者を配置すること。</u> 統括管理業務責任者は、本事業の目的・内容を十分踏まえたうえで、次の役割を担うこと。 ・総括管理業務責任者を中心に、各業務を円滑に進めるべく、本事業全体を統括し、マネジメントすること。 ・必要に応じて、組合が主催する会議や委員会に出席すること。 ・組合からの求めに対し、適切に対応すること。
2	20	5		1-3			(ア)		基本的な考え方	<u>那覇港総合物流センター I 期事業との相乗効果について配慮した運営を行うこと。</u>	(削除)